

「大船渡市地区づくり中間支援業務」企画提案仕様書

1 業務委託名称

大船渡市地区づくり中間支援業務

2 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

(1) 地区と市との協働の推進に係る中間支援に関する業務

業務の項目	業務の内容	業務の主な指標
①各地区の情報の収集、発信等	<ul style="list-style-type: none"> 地区訪問（ヒアリング）による情報収集、新たな取組に向けた支援ニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 定期訪問 【1地区当たり毎月1回以上】
	<ul style="list-style-type: none"> 地区づくりに係る情報提供及び各地区の状況や活動等の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 地区づくりに係る情報提供 【随時】 SNS等による情報発信 【1地区当たり年間6回以上】
②協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 住民ワークショップ等の実施による、地区づくり計画の作成（更新）に向けた住民の合意形成支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地区づくり計画策定済地区数 【7地区→11地区】
	<ul style="list-style-type: none"> 住民ワークショップ、住民アンケート調査、まち歩き等の実施や支援に係る市や地区等との協議 	<ul style="list-style-type: none"> 【随時実施】
③地区（運営組織）の運営に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区づくり計画に基づく事業の企画・実施に係る助言や課題解決の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【随時実施】
	<ul style="list-style-type: none"> 組織運営（労務管理、税関係、資金調達、法人化等）に係る相談、手続きの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【随時実施】
④地区づくりに係るネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 地区づくりに係る先進事例や担い手確保など、地区づくり活動及び協働の推進に関するスキルアップ講座や研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 講座等開催数 【12回／年】
	<ul style="list-style-type: none"> 地区運営組織等を対象とした相互の情報交換会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換会開催数 【1回／年】
	<ul style="list-style-type: none"> 地区運営組織と各種団体、企業等との協働推進に向けた地区内の資源調査（情報収集）、マッチングの支援並びにコーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> 調査及びマッチング等支援 【随時実施】

(2) その他目的を達成するために行う業務

① 目的を達成するために市長が必要と認めるもので、市と受託者が合意の上で実施するもの

(3) 集落支援員の雇用と労務管理に関する業務

① 上記(1)及び(2)の業務に従事する集落支援員の雇用及び労働管理業務

※ 市は、受託者が雇用する職員を、大船渡市集落支援員設置要綱（平成 28 年告示第 165 号）に基づく集落支援員として委嘱する。

3 発注者が担当する業務

(1) 協働のまちづくりに係る市指針の提示及び推進

① 「住民自治の推進と協働による新しい地区コミュニティの創造指針」に関する住民理解の促進

② 各地区の地区づくりに係る取組状況の共有

③ (仮称)地区センターの設置（地区公民館からの移行）に向けた地区との協議及び条例制定の推進

(2) 集落支援員による地区の取組に対しての伴走型支援

① 地区訪問による、地区の状況や課題把握、地区づくりに係る情報の提供

② 地区づくりに係る地区住民の意向を把握する住民アンケートの実施（アンケート用紙の設計、印刷、集計）

③ 地区住民による話し合いの場（住民ワークショップ）における、参加者の議論を活性化するためのテーブル・ファシリテータ

④ 住民アンケートの結果や住民ワークショップ等の住民周知に係る支援

⑤ 地区づくり計画に基づく実践活動の支援及び活動内容の住民周知、活動内容の評価や計画の見直しに係る支援

(3) 地区に対する財政支援

① 地区が行う勉強会等への講師派遣、市所有バスによる先進地視察支援

② 地区づくり補助金の交付

4 企画提案書作成に当たっての留意事項

(1) 実施方針

業務内容における具体的な手法、手段等を記載すること。

(2) 具体的な事業内容

若者や女性等、多様な住民参画の下、地区の将来像の実現に向けて一人ひとりが「担い手」として主体的に地区の諸課題に取り組み、実践していくためには、どのような手法で進めるべきかについて具体的な内容を提案すること。

5 報告

事業の実施状況について、次により市へ報告するものとする。

(1) 当該月翌月の月末までに毎月提出するもの

- ① 2の各業務に係る月間報告書（形式任意） 1部
- ② 職員（集落支援員を含む）の出勤及び業務内容報告書（形式任意） 1部

6 成果品

- ① 年間報告書（形式任意） 1部
- ② 報告書データ（CD-ROM） 一式
- ③ その他、業務完了報告資料として必要と思われるもの（形式任意） 1部

7 成果品納期

令和8年3月31日（火）